

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置として次のとおり指定しました。

【R5.10月指定分】

	指定年月日	指定番号	道路の築造者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称及び所在地)	道路の位置	道路の延長 (メートル)	道路の幅員 (メートル)
1	令和5年10月5日	福島県指令北建 第2001号	株式会社大樹不動産販売 代表取締役 桑原 三夫 二本松市本町一丁目71番地	二本松市東町18番11、19番4、48番4	112.75	6.00
2	令和5年10月6日	福島県指令南建 第1641号	丸昌不動産有限会社 代表取締役 十文字 光伸 白河市立石山1番地3	西白河郡矢吹町八幡町573番1	79.51	6.00
3	令和5年10月19日	福島県指令南建 第1839号	丸昌不動産有限会社 代表取締役 十文字 光伸 白河市立石山1番地3	白河市表郷番沢字松上101番1の一部、106番1の一部	77.37	5.00
4	令和5年10月23日	福島県指令相建 第44-4号	一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美 東京都練馬区石神井町二丁目26番11号	南相馬市原町区南町三丁目122番1の一部	45.12	6.00
5	令和5年10月23日	福島県指令相建 第44-7号	有限会社小林建業 代表取締役 小林 貴幸 南相馬市小高区大井字松崎150番地	南相馬市原町区牛越字搦屋前120番13	40.26	6.00
6	令和5年10月24日	福島県指令相建 第44-8号	株式会社アスカ不動産 代表取締役 佐久間 光利 南相馬市原町区大木戸字金場9番地の1	南相馬市原町区陣ヶ崎469番19	43.61	6.00
7	令和5年10月30日	福島県指令南建 第1422号	丸昌不動産有限会社 代表取締役 十文字 光伸 白河市立石山1番地3	白河市久田野塚田22番9	75.02	6.00